⑷　技術提案書を特定するための評価基準
ア　配置予定管理技術者の経験及び能力、配置予定管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績、従事した業務の業務成績
イ　配置予定主任・担当技術者の同種又は類似業務の実績
ウ　業務実施方針・実施フロー・工程計画・その他、業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性
エ　特定テーマに対する技術提案
3　手続等
⑴　担当部局
〒162―8801 東京都新宿区市谷本村町５―１　防衛省大臣官房会計課契約係　ＴＥＬ 03―3268―3111（内線20814）
⑵　説明書の交付期間等
ア　交付期間　平成29年12月22日から平成30年１月12日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時30分から午後６時15分まで（正午から午後１時までの間を除く。）。
イ　交付場所　⑴に同じ。
ウ　交付の方法　紙媒体で手交する。
⑶　参加表明書の提出期限等
ア　提出期限　平成30年１月12日午後６時15分
イ　提出方法　電子調達システムにより提出する。紙見積合わせ方式による場合は、⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。
⑷　技術提案書の提出期限等
ア　提出期限　平成30年３月５日午後６時15分
イ　提出方法　⑴に持参又は郵送等する。
4　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　技術提案書のヒアリングを行う。
⑹　関連情報を入手するための照会窓口上記３⑴に同じ。
⑺　上記２⑴イに掲げる級別の格付を受けていない単体企業又は上記２⑵に掲げる共同体としての資格の決定を受けていない者（競争参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記３⑶の参加表明書を提出することはできるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書を提出する時点において、級別の格付を受け、技術提案書の提出者に要求される資格を有していなければならない。
⑻　詳細は説明書による。
5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masahito Kojima, Special Officer for Accounts, Finance Division, Minister's Secretariat Ministry of Defense.
⑶　Subject matter of the contact : JFY2018 Advisory Services for GOJ funded project regarding Relocation of the U.S. Marine Corps from Okinawa to Guam
⑷　Time-limit to express interests : 6 : 15 P.M. 12 January 2018.
⑸　Time-limit for the submisson of proposals : 6 : 15P.M. 5 March 2018.
⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Defense, 5―1 Ichigayahonmuracho, Shinjuku-ku, Tokyo 162―8801 Japan. TEL 03―3268―3111 ex. 20814

資　格

競争参加者の資格に関する公示

平成30年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係るアドバイザリー業務に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成 29 年 12 月 22 日
支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官　小嶋　雅仁
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　業務名　平成30年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係るアドバイザリー業務
⑵　業務内容
ア　一般事項
㋐　受注者は、業務の履行に当たって、事前に業務計画書を作成し監督官の承認を得るものとする。また、監督官と業務内容等について協議を行うものとする。
㋑　受注者は、業務の適正かつ円滑な履行を確保するために、監督官と協議の上、監督官に対して必要な報告及び提案を行うものとする。
㋒　受注者が、監督官に対して業務に係る報告又は提案を行う場合には、書面を電子データ（ワード等）で作成し、作成年月日を入れたものを迅速に送付する。また、緊急又はやむを得ない事情がある場合には口頭により行うことができるものとするが、後日、書面を提出しなければならない。
㋓　受注者は、日本側負担事業に係る米国政府担当官及び関係者（以下「米国担当官等」という。）から連絡・調整を受けた場合には、速やかに監督官にその内容を書面により正確に報告すること。
㋔　受注者は、監督官の指示により米国担当官等へ連絡・調整を行う場合には、その内容を相手に正確に伝え、その結果について速やかに監督官に書面により報告すること。
㋕　受注者は、日米合意文書に基づく日本側負担事業の適正な執行を確保するために、監督官に対して必要な報告及び提案を行うものとする。
イ　個別事項
㋐　グアム移転事業に係る検討業務
１）受注者は、監督官の指示により、下記の業務を実施する。
・日本側負担事業に係る資料（入札公告、提案要求書等）の収集、分析及び内容の確認
・米国政府の財政支出で整備する事業（以下「ＭＩＬＣＯＮ事業」という。）の実施に係る資料（入札公告、提案要求書等）の収集・整理
・各段階での設計成果の精査及び日本側負担事業の進捗状況の確認
・米国担当官等が行った日本側負担事業に係る契約書及び支払に関する文書の確認
・グアム移転事業の今後の事業計画（施設の整備内容、配置計画、施工計画、工程、費用内訳等）について、環境影響評価の影響、米国における契約手続きの諸制度等を踏まえ技術的な検討及び分析を行い、留意点等について必要な助言を実施
・各月のエンジニアリング・ニュース・レコード（ＥＮＲ）の建設物価指数（ＢＣＩ）の動向の報告。（会員登録費用を見込む）
２）受注者は、別途発注される「平成30年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係る工事モニタリング補助業務」（以下「モニタリング業務」という。）が適正且つ効果的に行われるよう、監督官の指示により、業務を通じて得た情報について、モニタリング業務の実施者に対し説明、質疑応答、その他必要な検討、助言等を行うものとし、その結果を監督官に報告するものとする。また、モニタリング業務で得た情報に基づく、必要な調整をハワイにおいて実施するものとする。
３）受注者は、監督官の指示により、業務に関する資料収集、ヒアリング、設計会議等のため、関係する日本国外等において調査、調整を行うものとする。